

# 多子世帯の大学等の授業料無償化について

令和7年3月7日現在

令和7年度より、「大学等の授業料等の無償化」（授業料・入学金を国が定める一定額まで無償とする制度）が始まります。**制度を利用する場合、日本学生支援機構（JASSO）の給付奨学金に申込をし、審査を受ける必要があります。自動的に無償化対象にはなりませんのでご注意ください。**

## 多子世帯とは

生計維持者（父母等）の扶養する子どもが3人以上いる世帯を指します。

## 【手続きについて】

### ■2025年4月入学者

- ・予約採用で給付奨学金の採用候補者となっている方  
→4月2日（水）の「日本学生支援機構奨学金 予約採用者説明会」へ参加してください。
- ・予約採用に申し込んでいない方・予約採用時に給付奨学金不採用となっている方  
→4月4日（金）の「日本学生支援機構奨学金 在学採用者説明会」へ参加してください。

### ■在学学生

- ・すでに給付奨学生として採用されている方（現在休止・停止中の方も含みます）  
→日本学生支援機構にて多子世帯に該当するか確認しますので、手続きは不要です。  
多子世帯に該当する学生の必要な手続きについては、対象者に NIMS ポータルでお知らせします。
- ・給付奨学金を受けていない方  
→3月25日（火）・26日（水）のどちらかで「日本学生支援機構奨学金 説明会」に参加してください。

## 【留意事項】

- ・減免の上限額は本学の場合、授業料年間70万円・入学金26万円です。授業料・入学金が完全に無償化されるわけではありませんのでご注意ください。
- ・入学金26万円の減免は2025年4月入学者のみ対象となります。
- ・所得制限はありませんが、資産要件に基づく審査があります。
- ・申込をしても、審査の結果支援の対象外となる場合があります。
- ・審査は日本学生支援機構（JASSO）が行います。（要件を満たすか否か大学では判定できません）
- ・詳細については文部科学省のウェブサイトでご確認ください。（随時更新されます）

▶ [【文部科学省ウェブサイト】高等教育の修学支援制度（詳細）](#)

▶ [【文部科学省ウェブサイト】多子世帯の大学等の授業料等無償化に係るFAQ](#)

- ・申請方法については説明会内で案内いたします。希望する方は必ず説明会へ参加してください。（すでに給付奨学生として採用されている方を除く）

## 【お問い合わせ】

日本医療科学大学 学生課

TEL：049-299-5615（平日のみ9：00～17：00）

奨学金専用メールアドレス：shougakukin@nims.ac.jp

# 令和7年度から、子供3人以上の世帯への大学等の授業料等の無償化を拡充します！ (「高等教育の修学支援新制度」の拡充)



開始時期 令和**7**年度～(入学生及び在学生)

※4年制の大学であれば、1年生だけでなく、2～4年生も対象となります。

支援対象 子供**3**人以上の世帯の学生

支援金額 授業料**70**万・入学金**26**万  
(私立大学の場合、4年間で最大70万円×4年+26万円を支援)

※現金支給ではなく、各学校の授業料等が減額されます。

申込手続 令和7年度**入学後**各学校窓口で  
(各学校を通じて、日本学生支援機構へ申し込みます)

※令和8年度進学予定の高校3年生から、令和7年度中に事前の予約申込が可能となります。

### 扶養する子供が3人以上の世帯が対象

第1子(大学生) 第2子(高校生) 第3子(中学生)

※○が多子世帯の支援対象

- 3人以上を同時に扶養(経済的に支援)している間は、第1子から支援対象
- 第1子が就職するなど、扶養から外れた場合は支援対象外

### 税情報(マイナンバー)で扶養する子供の数を確認

マイナンバー

- 学生と生計維持者のマイナンバーを通じて、世帯で扶養する子供の数の情報を確認
- 子供の数の情報は、毎年12月31日時点の情報が基準

### 要件を満たした学校が対象

- 一定の要件を満たした学校が対象(大学・短期大学・高等専門学校(4・5年)・専門学校)

対象となる大学等の一覧はこちら

所得に関する要件 所得基準 制限**なし**

学修意欲・成績に関する要件 採用前 **学修意欲**があれば採用  
採用後 **学修意欲と成果**を毎年確認

※「高等教育の修学支援新制度」における各要件の詳細やQ&Aについては、文部科学省ウェブサイトを確認

